

鹿屋市重層的支援体制整備実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第1項の規定に基づき、複雑化・複合化する地域生活課題に対する支援を必要とする者及びその者の属する世帯（以下「支援対象者等」という。）に対する適切な支援を図るために実施する重層的支援体制整備事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(事業の対象者等)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する支援対象者等その他市長が必要と認める者とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号に規定する事業をいう。）
- (2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号に規定する事業をいう。）
- (3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号に規定する事業をいう。）
- (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号に規定する事業をいう。）
- (5) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号に規定する事業をいう。）
- (6) 支援プランの策定（法第106条の4第2項第6号に規定する事業をいう。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(会議の設置)

第5条 事業を推進するため、重層的支援会議を置く。

(重層的支援会議の所掌事務)

第6条 重層的支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象者の支援プランの適切性の協議
- (2) 前号の支援プランのモニタリング及び終結時等の評価
- (3) 社会資源の充足状況の把握又は開発に向けた検討

(4) その他重層的支援会議に必要と認められる事項

(組織)

第7条 重層的支援会議は、別表に掲げる関係機関に属する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会長等)

第8条 重層的支援会議に会長を置く。

2 会長は、保健福祉部福祉政策課長をもって充てる。

3 会長は、重層的支援会議を代表し、会務を総理する。

4 会長が出席できないときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議の運営)

第9条 重層的支援会議の会議（以下単に「会議」という。）は、議事の内容に応じ、会長が構成員を選定して招集する。

2 会長は、会議において、必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

3 議事の内容及びその資料は、非公開とする。

(守秘義務)

第10条 重層的支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、重層的支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 重層的支援会議の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 鹿屋市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業実施要綱（平成30年鹿屋市告示第37号）は、廃止する。

別表（第7条関係）

関係機関名	
市長の権限及び教育 委員会に属する課	保健福祉部福祉政策課
	保健福祉部子育て支援課
	保健福祉部こども家庭課
	保健福祉部健康増進課
	教育委員会学校教育課
	その他会長が必要と認める課
その他の団体	鹿屋市社会福祉協議会
	鹿屋市地域包括支援センター
	肝属地区障がい者基幹相談支援センター
	その他会長が必要と認める機関又は団体